平成２１年（フ）第１９５号
滋賀県東近江市伊庭町108番地
債務者　木村　広志
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１９６号
滋賀県東近江八幡市武佐町213番地６　205号
債務者　池元　隆之
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１９７号
滋賀県東近江市札の辻２丁目12番17号
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１９８号
滋賀県東近江市札の辻２丁目12番17号
債務者　田中　真弓
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２００号
滋賀県東近江市妙法寺町665番地３
債務者　佐藤　康一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１１９７号
神戸市兵庫区西出町29番地の11いとまん文化５号
債務者　松尾　義昭
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０７号
神戸市垂水区山手５丁目５番３号、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町門前109番地
債務者　北園　利恵
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２４号
神戸市北区緑町８丁目１番３―104号
債務者　鍋田　伸一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市道意町１丁目１番地西浦文化、前住所兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅401号
債務者　島谷　　學
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７３号
兵庫県芦屋市西蔵町８番３―503号
債務者　齋木　篤史
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８５号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番84―301号
債務者　岩川　明子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６０号
広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目44番３号、住民票上の住所広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目40番13号
債務者　當宮　和美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７８号
広島市安佐南区安東１丁目26番10号
債務者　石井　美雪
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８２号
広島市安佐北区深川５丁目25番10―503号
債務者　松浦　康夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５００号
広島県安芸郡府中町みくまり２丁目５番10号
債務者　武田　房子（旧姓重岡）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０５号
広島市西区古江西町４番17―205号
債務者　矢口　隆章
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５５５号
大分市豊町１丁目１番20号アーバングリーン豊町304
債務者　安部　義徳
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５１号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目16番38号　赤嶺第１マンション202号白石方、住民票上の住所沖縄県那覇市古波蔵２丁目10番12号
債務者　漢那　冬子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部